

議員発案第1号

医療費3割自己負担の実施凍結を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年3月10日

提出者 加茂市議会議員 大 桃 一 明

賛成者 同 安 田 憲 喜

同 同 安 中 弘

同 同 茂 岡 明与司

同 同 岡 田 銀 次

同 同 樋 口 博 務

同 同 星 野 昭 吾

平成15年3月10日議決

加茂市議会議長 樋 口 浩 二

医療費 3 割自己負担の実施凍結を求める意見書

政府は、「聖域なき構造改革」の名のもとに進めている医療制度改革において、医療分野への株式会社の参入などの政策を進めることとしております。このような中、給与所得者本人が医療機関窓口で支払う医療費自己負担の割合が、本年 4 月から現行 2 割から 3 割に引き上げられることとされています。

現在の非常に厳しい経済・雇用情勢にある中での医療費自己負担額の増大は、さらなる景気の冷え込みと給与所得者の生活を一層悪化させるとともに健康にも悪影響を与えかねない重大な問題であります。

また、昨年 10 月から実施されている高齢者の医療費自己負担の増により、昨年同月の総医療費が前年同月比で約 3.3 パーセント減少した状況が見られることなどもあり、今後とも診療報酬の改定や一連の医療制度改革の効果を見極めていく必要があります。

よって、国会ならびに政府におかれては、国民だれもが安心してより良い医療を受けることができるよう、健康保険の医療費の 3 割自己負担の実施を凍結されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 15 年 3 月 10 日

加茂市議会議長 樋口 浩二

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
様

議員発案第2号

「森林交付税」等の新たな財政支援制度の創設に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年3月20日

提出者 加茂市議会議員 安 中 弘

賛成者 同 高 橋 禧 雄

同 同 中 野 元 栄

同 同 佐 野 正三良

同 同 大 関 勝 正

同 同 大 桃 一 明

平成15年3月26日議決

加茂市議会議長 樋 口 浩 二

「森林交付税」等の新たな財政支援制度の創設に関する意見書

国土面積の3分の2を占める森林は、木材等林産物の供給、国土の保全、水資源の涵養保健・文化・教育的利用の場の提供、生活環境の保全等多様な機能を有しており、国民にとって貴重な財産であります。この国土を守り育てることは、未来の子どもたちに受け継ぐべく現在を生きる私たちに課せられた大きな責務であります。

しかし、現実を直視するとき、国土を根本で支えている山村は、急激な社会構造の変化の中、人口は都市へと流出し、過疎化と高齢化が加速度的に進展し、林産業は衰え、森林は荒廃の一途をたどっています。今こそ、森林整備の再構築を図り、緑豊かな国土の中で人々が安心して生活できるよう努める必要があります。

また、地球温暖化対策については、1997年に採択された「京都議定書」において、先進国全体の温室効果ガスの排出量を、2008年から12年までの間に、1990年の水準より、すくなくとも5%削減することを目的として、先進各国の削減目標を設定し、我が国は6%削減を世界に約束をいたしました。

現在その達成に向け、地球温暖化対策推進本部では、二酸化炭素の森林による吸収量に関する調査をはじめ、2010年頃における我が国全体の森林等による純吸収量を3.7%と推計し、推進大綱を定め、植林等の二酸化炭素吸収源対策として、森林整備の推進を重点に掲げております。

このように、森林整備と地球温暖化対策は、現在の人類の生活と将来の生存にかかわる深刻な問題となっています。

よって国におかれては、これらの問題に対し一層本格的な取り組みを図られるとともにこれらの森林を有している市町村に対し、「森林交付税」等の新たな財政支援制度の創設を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年3月26日

加茂市議会議長 樋口 浩二

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
環境大臣様
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

議員発案第3号

WTO農業交渉等に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年3月20日

提出者 加茂市議会議員 大 桃 一 明

賛成者 同 安 中 弘

同 同 高 橋 禧 雄

同 同 中 野 元 栄

同 同 佐 野 正三良

同 同 大 関 勝 正

平成15年3月26日議決

加茂市議会議長 樋 口 浩 二

WTO農業交渉等に関する意見書

WTO農業交渉は、今年3月末のモダリティー確立に向けて、交渉は山場を迎えつつあり、わが国は「多様な農業の共存」を基本に、「市場アクセス」分野や「国内支持」の分野において、農業の多面的機能を含む貿易以外の関心事項の配慮を強く求めています。

一方、アメリカやオーストラリアを中心とする農産物輸出国グループは、全ての関税を25%以下に削減し、その後廃止することや、輸入数量の大幅な拡大提案を行っています。しかし、こうした提案は、貿易以外の関心事項への配慮を無視するとともに、先のドーハ官僚宣言の内容から逸脱しており、我われとして、到底受け入れられるものではありません。

仮に、アメリカやオーストラリアなどの提案内容を基本としたモダリティーが確立されるような事態になれば、農産物貿易は一部の大輸出国や多国籍企業に牛耳られ、わが国を含む世界の家族農業は崩壊の危機に直面し、農村社会と地域環境の破壊をもたらすことは明白です。このため、我われは、こうした提案を断固拒否しなければなりません。

また、わが国と他国との間で、自由貿易協定に向けた検討が開始されていますが、自由貿易協定は関税撤廃を基本とするものであり、WTO農業交渉におけるわが国提案内容を十分踏まえ対応が必要なのは言うまでもありません。

つきましては、生産者が将来に自信を持って営農できるよう、下記事項が実現されるように要望いたします。

記

1. WTO農業交渉について

- (1) 「多様な農業の共存」というわが国提案の基本を達成できるよう、農業の多面的機能などの「非貿易的関心事項」が配慮されたモダリティーを確立すること。
- (2) アメリカやケアンズ諸国の提案を断固拒否するとともに、ミニマムアクセス輸入米の廃止に向けて国は最大限の努力を行い、最低でも輸入量の大幅削減を実現すること。また、関税については、品目毎に柔軟性を確保できる削減方式とすること。
- (3) WTO農業交渉は、生産者だけの課題ではなく、国民的な課題であることから、理解促進のための対策を積極的に展開すること。

2. 自由貿易協定について

- (1) 農林水産物については、品目毎の事情を十分に検討し、国内関係品目に影響が生じないように検討すること。
- (2) 食料自給率の極端に低い現状や、将来の食糧需給に関する国民の懸念に十分配慮し対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年3月26日

加茂市議会議長 樋口 浩二

内閣総理大臣
外務大臣様
農林水産大臣

議員発案第4号

自治権確立と自治体財政充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年3月24日

提出者 加茂市議会議員 安 武 秀 敏

賛成者 同 小 野 吉太郎

同 同 山 田 義 栄

同 同 岡 田 銀 次

同 同 関 龍 雄

同 同 星 野 昭 吾

同 同 今 井 詔 一

平成15年3月26日議決

加茂市議会議長 樋 口 浩 二

自治権確立と自治体財政充実を求める意見書

現在、第27次地方制度調査会において、今後の地方自治制度のあり方について検討されていますが、昨年11月に審議のたたき台として提示された「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」（以下、西尾私案）は、一定規模以下の市町村の解消を目的として、その事務権限・組織の制限・縮小または編入合併を自治体に強制しようとする内容です。これは自治体の自己決定権の否定であり、国と地方の対等関係を原則とした地方分権の理念とも真向から対立するものです。地方自治に携わる私たちは、「違憲性も高い」とされる、このような案に沿って検討が行われることは、到底認めることはできません。

一方、地方自治の推進には、地方税財政の充実が不可欠の課題となっています。しかし、第2次地方分権の最大の課題とされている「税源移譲」の実現については、国の取り組みは極めて不十分であり、国庫補助負担金事業における地方財政への負担転嫁や、地方交付税の財源保障機能の廃止論がまかり通っている状況にあります。国は「税源移譲」の本格的な実現、「国庫補助負担金制度」の改革、「地方交付税制度の堅持」等を中心とする税財政基盤の充実に積極的に取り組むべきであると考えます。

特に下記事項について、実現されるよう強く要請します。

記

1. 地方自治制度の検討にあたっては、「地方自治の本旨」に則って、自治体の団体自治権、住民自治権を十分に尊重し、地方自治の確立に取り組むこと。
2. 市町村合併については、個々の地域の事情によって合併の是非の判断は異なるものであることから、地方分権の原則もふまえ、合併を強制しないこと。
3. 西尾私案における「一定規模以下の市町村」について、その事務権限・組織の縮小や編入合併の強制を内容とする地方自治制度の見直しは「違憲性」が高く、自主的合併方針の完全放棄であるため、このような「地方自治の否定」につながる見直し検討は行わないこと。
4. 市町村合併の推進をねらいとした地方交付税の削減は行わないこと。また、合併推進へのムチと受け止められるような見直しは行わないこと。
5. 第2次地方分権の最大の課題である「税源移譲」の実現に、積極的に取り組むこと。税源移譲後も、自治体間の財政力格差は残存することから、地方交付税制度は堅持すること。国庫補助負担金制度の見直しにあたっては、地方への負担転嫁は絶対に行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年3月26日

加茂市議会議員 樋口 浩二

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済財政政策担当大臣
衆議院議長
参議院議長
様